

商品券 換金手続きの流れ

1 お客様が輪島市子育て応援商品券でお買い物をする。

↓
使用期限: 令和2年10月1日から当面の間

2 使用済み商品券 裏面左上部を点線に沿って切り取る。

↓
ハサミやカッターを利用して切り取り、綴りから1枚1枚はずして下さい。

3 使用済み商品券 裏面下部に事業所(店舗)名を記入又は押印する。

↓
事業所名のゴム印でかまいません。ここには代表者印は必要ございません。

4 使用済み商品券 枚数を確認する。

↓
数え間違いのないようにご確認願います。

5 換金申請書を記載する。

↓
住所・事業所名・代表者名・押印・使用済み商品券の枚数を記載してください。

6 換金手続き締め日ごとに換金の申請を行う。

換金受付窓口：輪島市役所2階市民課

下記の換金締め日までに換金申請書・使用済み商品券を持参してください。

事前に提出した「加盟店申請書兼誓約書」に記載された口座に振込みます。

輪島市の換金手続き締め日(下記の日までに提出して下さい。)

| | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 10月 12日(月) 20日(火) | 11月 10日(火) 20日(金) | 12月 10日(木) 18日(金) |
| 1月 8日(金) 20日(水) | 2月 10日(水) 19日(金) | 3月 10日(水) 19日(金) |

特記事項

- ・ 使用済み商品券の点線部分切り取り・事業所名記載無き場合は換金いたしません。
- ・ 振込みには申請手続きから起算して約1ヶ月かかる場合があります。
- ・ 締め日1日あたり、申請書を出せる回数は1回とします。2回出した場合は次の換金締め日にまわすこととなります。
- ・ 加盟店申込み以降で、住所・事業所名・連絡先・口座情報に変更があった場合は、速やかに変更の連絡をしてください。